平成２４年（フ）第２４４０号
名古屋市南区豊１丁目８番15号　コーポ鈴木101号、従前の住所名古屋市南区明治１丁目13番４号
債務者　岩井商店こと　岩井　堅藏
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２６号
名古屋市昭和区山花町203番地の１　ハートイン山花町401号
債務者　岸薗　君男
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４１号
名古屋市南区六条町４丁目86番地の２
債務者　井原　吹江
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６１号
愛知県春日井市中央台７丁目８番地20号　中央台ありがとうの家、住民票上の住所愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　17号棟507号室
債務者　伊藤　　勝
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５６号
沖縄県豊見城市字上田258番地　玉城アパート302号
債務者　瀬長　政信
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第９１号
沖縄県島尻郡八重瀬町字上田原121番地３
債務者　玉城　徳和
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１０４号
沖縄県那覇市辻１丁目９番25号　サンハイツ喜和302
債務者　小橋川真理
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１２０号
仙台市青葉区二日町11番12―505号
債務者　米澤　明子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２７６号
茨城県土浦市田中１丁目２番34号　山栄アパート18号室
債務者　雨宮惠美子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第５２号
茨城県つくば市天久保２丁目３番地３　稲荷山ハイツ102号、前住所茨城県つくば市天久保２丁目15番地７　東京テープ内
債務者　上原　敏弘
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第５６号
茨城県つくば市千現１丁目８番地１　サンビレッジ千現105号、前住所茨城県つくば市小野川２番地５　スタートピア203号
債務者　鈴木　志帆（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第６７号
金沢市近岡町276―２、住民票上の住所金沢市田上本町32街区５番地
債務者　かくま工房こと　青坂　信孝
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６８号
金沢市近岡町276―２、住民票上の住所金沢市田上本町32街区５番地
債務者　青坂千代子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第７８号
金沢市松村２丁目91番地　クライン・インデル21―206号室
債務者　森田　　孝
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第５１号
山梨県甲府市伊勢１丁目11番３号
債務者　小林　敏彦
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５９号
山梨県甲府市国母４丁目19番76号　コーポ梶原Ａ102
債務者　河西　制男
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係